

議 第 3 0 号 議 案

介護保険制度の改善と介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

介護保険制度の改善と介護従事者の処遇改善を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年12月15日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

介護保険制度の改善と介護従事者の処遇改善を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

介護保険制度の改善と介護従事者の処遇改善を求める意見書

介護保険制度は2000年、社会が支える介護を掲げて創設され、今年で23年が経過した。しかしこの間、政府によって社会保障費の自然増が毎年、数値目標を決めて削減されるなかで、介護報酬の連続削減、利用料1割負担から2割・3割負担への引上げ、介護施設の食費・居住費の負担増、要支援1・2の訪問・通所介護の保険給付外し、要介護1・2の特別養護老人ホーム入所からの締め出しなど必要な介護サービスを利用できない実態が広がっている。このため、家族の介護のために仕事をやめる「介護離職」は年間10万人に上っている。

一方、介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬の下での経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰がこうした事態を一層加速させている。

ところが政府は、世代間の偏りのない社会保障を実現するとして、利用料負担の原則2割化、ケアプラン・多床室の有料化、要介護1・2の介護サービスの低下を狙っている。利用者、事業者双方に新たな負担を押しつける制度改正は介護保険制度に対する国民の不信を招き、ひいては制度の存立基盤を危うくするものであり、断じて認めることはできない。

行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本的な改善、介護従事者の大幅な処遇改善を図ることが何よりも必要になっている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、憲法第25条に基づいた「介護の社会化」の実現を図るため以下の対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、制度の抜本的な見直しを図ること。
- 2 利用料2割負担の対象者拡大、要介護1・2の総合事業費への移行など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを行わないこと。
- 3 介護報酬を大幅に引き上げるとともに、介護報酬の引上げがサービス利用に支障を生じさせないよう、併せて利用者負担の軽減を図ること。

- 4 介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げるとともに、介護従事者を増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	様
財 務 大 臣	様
厚生労働大臣	様